

産業建設常任委員会委員長報告

(平成28年12月22日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第1号議案、平成28年度一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

- ・農林水産業費では、有害鳥獣の捕獲頭数増加に伴う鳥獣対策事業経費の増額補正。
- ・土木費では、国の第2次補正予算を受けて対応する、亀岡駅北土地区画整理事業に係る市負担金及び関連事業費の増額や、桂川改修に伴う高水敷公園整備事業に係る工事請負費等の増額補正。
- ・災害復旧費では、本年8月に発生した台風10号等により被害を受けた農業用施設や道路の復旧事業費の増額補正。
- ・また、農業公園及び都市公園33箇所の施設管理に係る債務負担行為の設定であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第3号議案、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算
- ・第4号議案、平成28年度地域下水道事業特別会計補正予算

の2議案は、各施設における管理業務委託等の経費に係る債務負担行為の設定であり、2議案とも別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第6号議案、平成28年度上水道事業会計補正予算については、職員人件費の増額及び施設管理業務委託経費に係る債務負担行為の設定であり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第7号議案、平成28年度下水道事業会計補正予算については、年谷浄化センターの高度処理化・耐震補強・長寿命化に係る事業費の増額及び同センターの汚泥運搬等の経費に係る債務負担行為の設定であり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

・第 15 号議案、農業委員会の委員等に関する条例の制定については、改正農業委員会法の施行に伴い、新制度における農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等について、必要な事項を定めるものであります。

討論では、農業委員会制度の改正内容に反対の立場から反対討論がありましたが、採決の結果は賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第 16 号議案、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の制定
- ・第 17 号議案、宅地開発等に関する条例の制定
- ・第 18 号議案、手数料徴収条例の一部改正

の 3 議案は、開発行為に関する許可事務が京都府から権限移譲されることに伴い、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、開発許可等の基準や開発行為等に関する手続き等について、それぞれ必要な事項を定めるものであります。

これら 3 議案について、討論では、開発許可の権限移譲は今すべき時期なのか疑問があり、職員体制にも不安があるとの反対討論がありましたが、採決の結果は賛成多数をもって原案可決すべ

きものと決定しました。

次に、

- ・第 19 号議案、駅前送迎用スペース管理条例の制定については、都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全を図るため、駅前送迎用スペースの管理に関する基準について、必要な事項を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第 20 号議案、上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、雇用保険法等の一部改正に伴い所要の規定整備を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、

- ・第 27 号議案、土づくりセンターに係る指定管理者の指定
 - ・第 28 号議案、農業公園に係る指定管理者の指定
 - ・第 29 号議案、食肉センターに係る指定管理者の指定
 - ・第 30 号議案、都市公園（33 箇所）に係る指定管理者の指定
- の 4 議案は、それぞれの施設の管理に関して、指定管理者を指

定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、第 28 号議案の農業公園に係る指定管理者の指定に関しては、今回、指定管理者を新たに変更することにより、経費削減を図る中であっても、より一層、農業公園の有効活用に努められ、本市農業の発展に寄与する取り組みを望むものです。

次に、

・第 33 号議案、土地改良事業（災害復旧事業）の施行については、本年 8 月に発生した台風 10 号により被害を受けた農業用施設の災害復旧事業を実施するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

J R 駅前ロータリーの送迎用スペース
条例により長時間駐車などを禁止

駅前送迎用スペース
管理条例の制定

可決（全員賛成）

J R 馬堀駅・亀岡駅・
千代川駅前ロータリー
の駅利用者送迎用スベ
ースにおいて、規則で
定める時間（30分）を
超えて駐車することを
禁止するなど、都市機
能の維持、良好な利用
環境の確保に向けて条
例を制定するもの。

（平成29年4月1日施行）

（写真）

ロータリーの混雑解消を期待（J R 亀岡駅前）

「質疑」

問 市長の命令に違反

した者への罰則として
「5万円以下の過料」
と設定する根拠は。

答 地方自治法の規定

に基づくが、施行規則
において、道路交通法
の罰則規定を考慮した
金額を設定したい。

問 禁止行為をどのよ

うに監視するのか。

答 来年度予算により
指導員を3駅に配置し
たい。特に亀岡駅につ
いては重点的に指導啓
発に取り組みたい。

問 コインパーキング
にすべきとの声もある
中、条例による規制を
判断した理由は。

答 駅利用者の送迎用
スペースとして設置し
た場所であり、当初の
設置目的に沿った利用
を図るために判断した。

桂川左岸における
（仮称）保津川水辺
公園の整備を推進

一般会計補正予算

高水敷公園整備事業費
4100万円増額

可決（全員賛成）

桂川改修により創出
された広大な河川空間
を生かした土地利用計
画として、今回、国の
補正予算を活用して整
備工事費を追加計上す
るもの。

「質疑」

問 今回の整備内容は。

答 市民の要望の高い
トイレ整備を前倒して
実施するほか、駐車・
駐輪スペース整備も合
わせて進めていく。

問 河川内でのトイレ
設置は移動式となるのか。

答 堤防の外の浸水の
影響を受けない場所を
占用して、建築する計
画である。